



新潟県

NEW

県立病院ニュース

～病院に関係する全ての人から信頼される病院を目指して～

第168号 令和4年11月 病院局発行

10月1日から育児休業制度が変わりました！

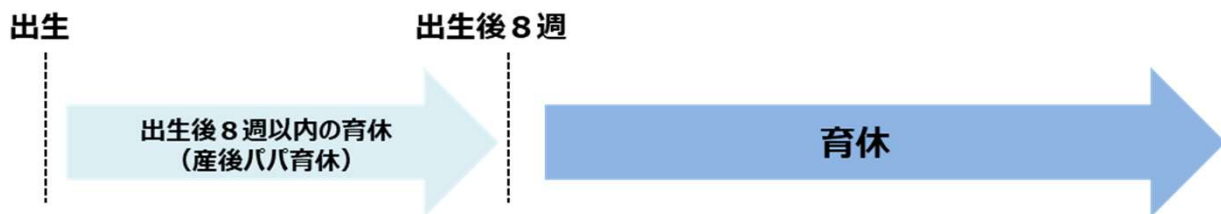
育児休業法、育児休業条例等の改正により、**育児休業の取得回数制限の緩和**をはじめ、育児休業や休暇制度の拡充が行われました。

改正のポイントについて、以下のとおりご紹介します。**出生後8週以内の取得分を含め最大で4回の育休取得**が可能となりますので、今回の制度改正を機に、育児休業の取得を積極的にご検討ください！

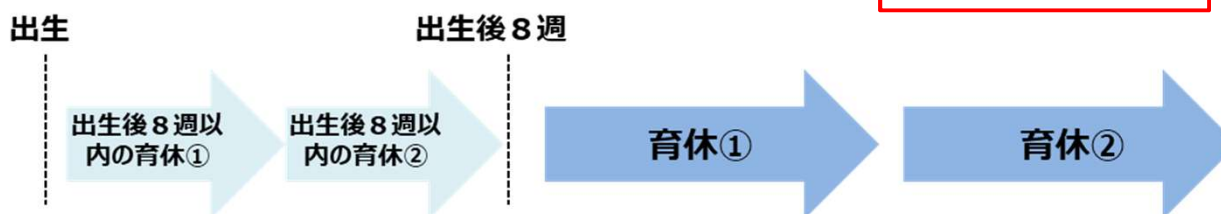
制度改正のポイント①：取得回数制限の緩和

<制度改正のイメージ>

【現行（原則1回、出生後8週以内の育児休業1回）】



【改正後（原則2回、出生後8週以内の育児休業2回）】



制度改正のポイント②：「男性の育児参加」休暇の対象期間拡大

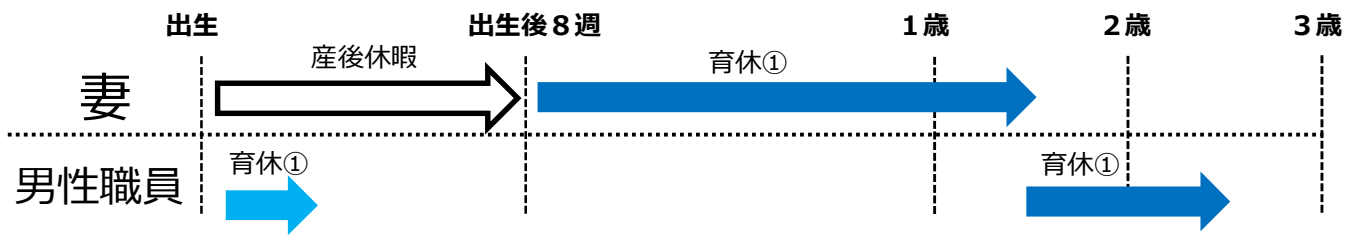
「男性の育児参加」休暇について、出生後8週間⇒出生後1年に対象期間が拡大します。



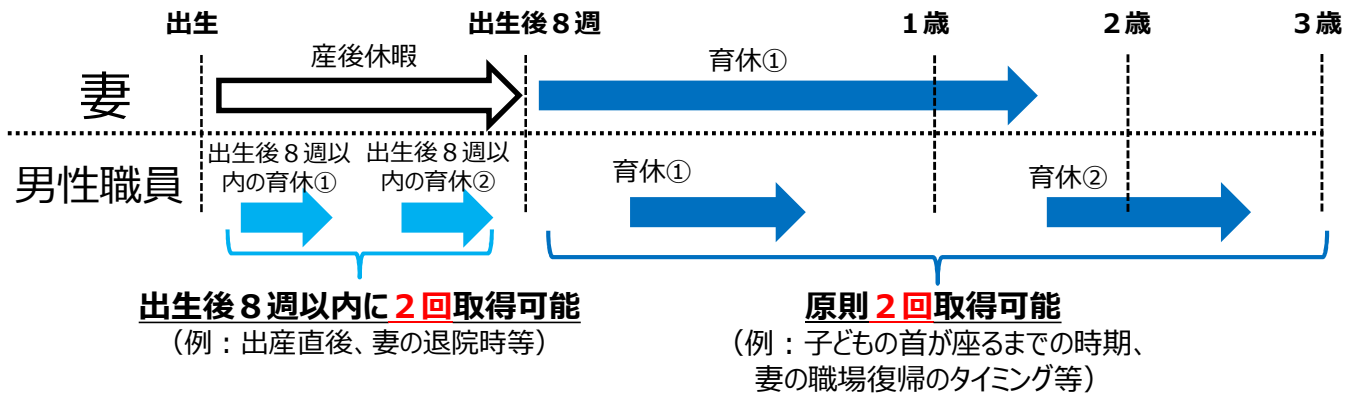
このほか、育児を行う男性職員の仕事と家庭の両立のための関連休暇制度等については、「[男性職員の育休取得促進リーフレット](#)」(R4.9.29県病局第674号通知に添付) もご参照ください！

制度改正後の取得事例

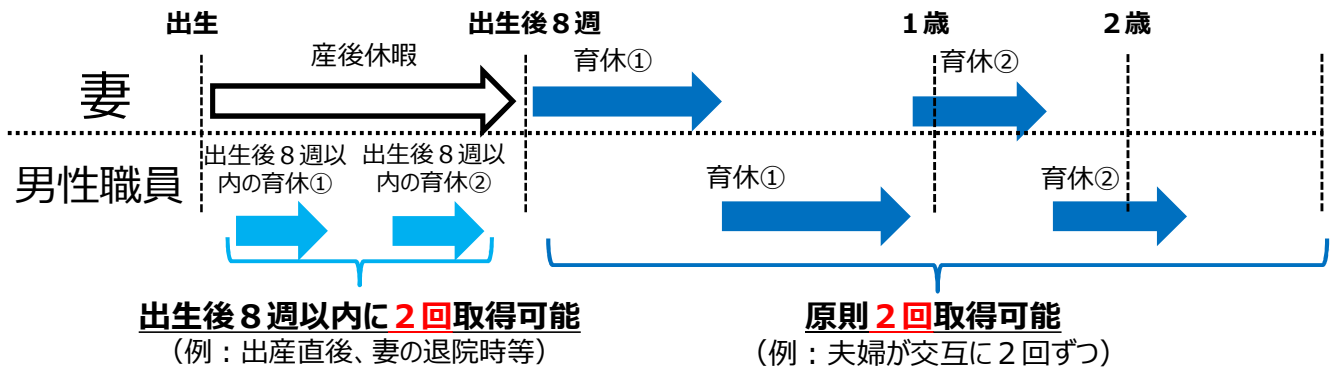
(1) 現行制度での取得事例（出生後8週以内に1回、原則1回）



(2) 制度改正後の取得事例①（最大4回の取得が可能）



(3) 制度改正後の取得事例②（夫婦が交互に2回ずつ取得が可能）



制度改正に関する職員の声 (にいがた職員だよりから)

「子どもの首が座るまでの時期や、夜頻繁に起きて子どもの世話がが必要な時期は、夫婦で育休を取得していてよかった。制度改正後は、これまでよりも柔軟に取得時期を選べるのは良いと思う」

「出生から妻の体調がある程度回復するまでの時期や、子どもが少し大きくなってからの時期など、取得の幅が広がったと思う」

これまでよりも柔軟に育児休業が取得できるようになります！
取得を決めたらなるべく早めに職場に相談しましょう！

お問い合わせ先：病院局総務課職員係 (TEL025-280-5554)